

内子町立幼稚園、小・中学校等の再編計画

令和8年4月

内子町教育委員会

はじめに

全国的に少子高齢化が深刻化していく中で、学校の再編が進んでいます。内子町も例外ではなく、学校の小規模化による教育効果への影響も危惧される状況となってきています。

令和8年1月23日、内子町教育改革懇談会より、教育委員会に対して学校統廃合に関する最終答申が提出され、その後この答申に対するパブリックコメントを実施いたしました。

教育委員会では、この最終答申を最大限尊重しつつ、パブリックコメントで寄せられた意見を参考に、再編計画をまとめました。

今後は、この再編計画により、保護者、地域みなさんと話し合いを進めながら、将来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境の整備に努めてまいります。

1 適正規模・適正配置の観点から必要と思われる学校再編等の具体的方策

- (1) 小学校及び中学校において、「子どもにとってどうか」という視点を基本に捉え、適正規模・適正配置の観点より、極端な少人数学級は解消すべきであると考え、極端な少人数学級を編成している学校、また今後少人数学級を編成する学校については、統廃合を進めます。
- (2) 小学校については、適正規模・適正配置の観点より、通学時間や通学距離に無理があり、統合が困難な場合を除いては、複式学級を解消できる規模を基本とします。
- (3) 中学校については、小学校と同様に適正規模・適正配置の観点より、クラス替えのできるクラス数を確保することを基本とします。
また、現在の拠点校部活動の維持や地域展開の状況を考慮し、活動における支障ができるだけ軽減されるように配慮します。
- (4) 幼稚園については、町内唯一の幼児教育の施設であるが、人間形成の基礎を培う集団教育が困難となる園児数10人に満たない状況が続く場合、施設の在り方について早急に検討します。
- (5) 学校給食センターについては、今回の再編計画を十分考慮し、今後において安定的な施設維持管理や運営を図るために、施設を統合します。

2 具体的な再編計画

- (1) 内子小学校に立川小学校及び石畳小学校を統合し、立川小学校と石畳小学校の児童は内子小学校へ通学する。
- (2) 大瀬小学校に小田小学校を統合し、小田小学校の児童は大瀬小学校へ通学する。
ただし、大瀬小学校または小田小学校が、単独校として存続することを希望する場合は、両校の統合を見送る。
- (3) 内子中学校に大瀬中学校及び小田中学校を統合し、大瀬中学校と小田中学校の生徒は内子中学校へ通学する。
また、五十崎中学校については、生徒数の減少によりクラス替えが出来ない場合が今後見込まれるため、時機を見て内子中学校との統廃合について検討する。
- (4) 内子学校給食センターに小田学校給食センターを統合し、学校給食の運営について、内子学校給食センターに一本化する。

3 統廃合の実施時期

統廃合の実施時期については、今後の学校及び地域での話し合いによるものであるが、児童数等、一定の学校規模を確保することが教育的に適切で、かつ格差の少ない教育環境を児童・生徒に提供できるものであること、また中学校において協議中である部活動地域展開の現状を考えると、なるべく早い時期での統廃合を行います。

ただ、統廃合に向けた丁寧な説明を行い、統廃合への一定の準備期間の必要性などを十分考慮します。

- (1) 内子小学校と立川小学校及び石畳小学校との統廃合
令和10年3月末までに行うものとする。
- (2) 大瀬小学校と小田小学校との統廃合
令和10年3月末までに行うものとする。
- (3) 内子中学校と大瀬中学校及び小田中学校との統廃合
令和10年3月末までに行うものとする。
- (4) 内子学校給食センターと小田学校給食センターとの統合
令和9年4月1日とする。

おわりに

内子町教育改革懇談会において、統廃合の問題については、関係者から多様な意見を収集することが重要であるとして、児童生徒、保護者、教員、地域住民に対して学校統合に関するアンケートを実施し、学校統廃合を進めるための基準に関する議論を重ね、「子どもにとってどうか」という視点を基本に捉え、審議を行っていただきました。

その結果、学校教育においては、集団から様々な影響を受け、学力、人間性、社会性が生まれ、このことから望ましい教育環境を実現していく必要があります、子ども達にとって好ましい教育環境を実現していくために、現在及び将来予測される児童・生徒の状況を考慮し、「極端な少人数学級は解消すべきである。」という方針に基づき答申が出されました。

本再編計画では、4件の具体的な再編計画を示したが、統廃合に関するさまざまな問題に、教育委員会や町は、以下の点についてきめ細かく対応していきます。

- (1) 学校統廃合を行なうにあたっては、教育委員会が保護者や住民の理解を得るための話し合いを十分行います。
- (2) 学校統廃合に関し、教育環境の整備や学校諸活動に対し、地域住民からの永年に渡る強力な支援を受け、学校経営にあたってきた経緯を尊重しつつも、当事者である保護者の意見を最優先に考え方策を講じます。
- (3) 学校統合後の通学手段については、子どもたちの教育等に不安や負担が生じないよう万全な方策を講じます。
- (4) 学校統廃合に関する児童・生徒の事前交流や諸行事、施設の利活用等十分な配慮を行います。
- (5) 学校統廃合において、町財政の厳しい状況も十分考慮しなければならないが、教育行政における最大の課題として取り組み、将来を担う子どもたちが健全に育成されるよう努めます。
- (6) 学校統廃合と併せ、教育現場における学びの多様性「その人なりの学びや学び方」を尊重し、多様な学びの場の確保についても、十分配慮を行います。
- (7) 学校統廃合により廃校となる学校の施設や跡地の活用に関しても、様々な他の活用事例も参考に、地域の大切な共有財産であるという視点を軸に据えて、有効な活用方法を考えていきます。
- (8) 学校給食センターの統合においても、安全安心な給食の提供はもちろん、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応も引き続き十分に行います。
- (9) 学校統廃合を行なうにあたっては、教育委員会は、保護者の経済的負担が軽減されるよう努めます。

このほか、学校統廃合の実施前、実施後にも、様々な問題が生じてくると思われるが、教育委員会と町は、そうした事柄について、子どもと住民の視点に立ってきめ細かい対応をしていきます。